

**注意事項**

※初めにこちらをご確認ください。

- (1) 法人の場合は、本社が日光市外の場合でも、市内に事業所があれば申請は可能です。  
ただし、対象となる設備等は、**市内事業所分のみが対象**となります。  
(※個人事業主の場合は、**市内に住民登録がなくても店舗等が市内にある場合対象**となります)
- (2) 申請は**同一法人及び同一事業者につき1回限り**とし、対象事業の着手前※に申請が必要です。(※補助金の交付決定前に事業着手(契約・発注・支払等を含む)した場合は対象外です。)
- (3) 新設、既存設備の修繕、更新に伴う撤去、処分費用、中古品やリース設備、消耗品等(LED 電球のみ交換等)、その他維持管理等に係る費用は対象外です。
- (4) 事務所(店舗)等が自宅を兼ねている場合、**自宅用と事業用で明確に区別ができない設備は対象となりません**。(例:分電盤が分かれていない、給湯器等で自宅と事業所どちらにも使用できる等)

**Q1 創業予定者は対象になるか**

A1 対象外です。

申請日時点で日光市内において1年以上事業を営んでいる事業者が対象です。

**Q2 補助金交付の対象者は**

A2 市内に本店又は事業所を有する、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する法人(みなし大企業は除く。)又は個人で、以下(1)から(5)の要件を満たすもの

- (1) 補助金の交付申請の時点において、創業から12月を経過している者
- (2) 受給後も事業を継続する意思があり、誓約する者
- (3) 市税及び公共料金に滞納がない者
- (4) 当補助金の交付を受けていない者(複数回の交付申請はできません)
- (5) 次のいずれにも該当しない者

- ① 日光市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は日光市暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者を定める規則に規定する密接関係者ではない者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種ではない者

**Q3 補助対象設備を市外の拠点に設置する場合は対象になるか。**

A3 対象外です。

日光市内の事業所等の補助対象設備を更新することが条件となります。

**Q4 事業者等に含まれるものは**

A4 個人事業主を含む中小企業者又は小規模事業者、協同組合、NPO法人等が含まれます。

※中小企業者等であること(資本金の額又は常時使用する従業員数が次頁表に定める規模)

・中小企業者の範囲

業 種	資本金（会社）	従業員（会社・個人）
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下

※特定非営利活動法人（NPO）は常時使用する従業員数が300人以下（ただし、小売業は50人以下、卸売業・サービス業は100人以下）が対象となります。

・小規模企業者の範囲

・中小企業団体とは  
事業協同組合・協業組合・商工組合 等

業 種	従 業 員
製造業・その他	20人以下
サービス業	5人以下
宿泊業・娯楽業	20人以下
卸売業・小売業（飲食店を含む）	5人以下

・個人事業主の定義

中小企業基本法第2条に定める個人が対象であり、資本金の額又は出資の総額や従業員数により業種別に区分されています。

**Q5 市内に複数の事業所を経営している。複数の事業所での設備更新は対象となるか。**

A5 対象になります。

複数の事業所で設備更新することは可能ですが、1事業者1回までの申請のため、まとめて申請願います。

**Q6 補助金の対象となる事業の開始時期はいつからか。**

A6 補助事業の着手時期は、日光市からの交付決定後となります。（交付決定前に着手した事業については補助対象外になりますのでご注意ください。）

**Q7 市内外に複数店舗(事業所)を展開しており、日光市以外の自治体等から既に同様の補助金を受けている場合の取扱いは。**

A7 他の自治体や国、県が実施する同様の補助金の交付を受けている経費については、当補助金の対象となりません。ただし、既に交付を受けている事業でも、交付対象となっていない経費で、日光市内の店舗(事業所)に係る事業の経費は対象となります。状況も含めてご相談ください。

**Q8 他の補助金を申請しているが、市補助金は申請できるのか。**

A8 本補助金と他の補助金等を重複して受けることはできません。

Q9 登記上、本店(本社)の住所が日光市外の場合は対象外か

A9 実態として日光市内に店舗(事業所)があり、実際に当該店舗(事業所)で事業が行われていることが確認でき、かつ対象設備を更新する事業所が日光市内であれば対象となります。

Q10 自宅兼事業所の場合対象となるか。

A10 事業用部分が住居部分と分けられ、明確に事業用部分に設置されるものと判断できる場合には対象となる場合があります。

申請時に事業用部分と住居部分の区分がわかる平面図等を添付してください。

Q11 自宅兼事業所の場合、補助対象経費および補助金額はどのように計算するか。

A11 更新する設備が 100%事業に供されることが明らかな場合(例:事務所や店舗内のエアコン、照明設備、専用の冷凍冷蔵庫、独立した給湯設備等)は、補助対象となります。自宅用と事業用で明確に区別ができない場合(自宅と事業所どちらにも使用できる設備)は、対象となりません。なお、事業所用の補助対象経費(計算後)が10万円未満の場合は、対象となりません。

Q12 既に購入したものは対象になるか。

A12 対象外です。補助金の交付決定前に購入、設置等したものは対象になりません。

Q13 事業所を新設する場合、この補助金を活用することはできるか。

A13 対象外です。施設の新設に伴う設備導入は補助対象となりません。

Q14 リース、レンタルは対象になるか。

A14 対象外です。設備の本体購入価格、設置に係る工事費等が対象です。

なお、維持管理等かかる費用(手数料、保証料、保険料、保守サポート等)も対象外です。

Q15 工事を伴わない設備更新でもよいか。

A15 冷蔵冷凍設備のみ対象となります。

空調設備、照明設備、給湯設備については、設置工事(電気工事含む)を伴う更新のみ対象となります。

Q16 設備更新に係る工事を自ら実施する場合、工事費は補助対象経費となるか。

A16 対象外です。自営工事等に係る費用は、対象となりません。

Q17 既存設備の撤去費及び処分費は対象になるか。

A17 対象外です。工事費の内訳等、工事業者等へ確認してください。

Q18 LED 照明に交換する場合、LED 電球を交換するだけでよいか。

A18 電球や蛍光管等の光源のみ、人感センサーのみの交換は対象となりません。

Q19 対象機器の省エネ性能基準はどこで確認できるのか。

A19 省エネ基準達成率100%以上の機器が対象です。統一省エネラベル又は販売店等に確認してください。なお、資源エネルギー庁のHPでも確認できます。

(<https://seihinjyoho.go.jp/>)

Q20 設備更新が実績報告期限(令和7年2月28日)までに間に合わない場合はどうなるのか。

A20 実績報告期限(令和7年2月28日)までに、対象設備の設置及び支払いが完了し、実績報告書を提出していただくことが条件です。間に合わない場合、補助金を交付できないことがあります。

Q21 受け取った補助金は課税対象となるか。

A21 原則、課税対象となります。詳細はお近くの税務署へお問い合わせください。

Q22 調査や現地確認はあるか。

A22 補助金交付要綱に基づき、必要に応じて現地確認及び帳簿等の調査をすることがあります。

Q23 購入先や設置業者は、日光市外でも対象となるか。

A23 対象としますが、日光市内事業者の利用を優先してください。

Q24 社宅の設備更新は対象となるか。

A24 福利厚生施設は対象外です。

Q25 対象設備の更新に合わせ、省エネ効果を発揮させる施設改修工事も対象となるか。

A25 施設自体の維持管理や老朽化対策の改修を目的とする事業は当該補助金の対象外となります。本事業以外の店舗のリフォーム改修等を検討されている場合は、「日光市商店リフレッシュ事業費補助金」がございますので、ご相談ください。

Q26 アパートや戸建ての住宅賃貸業を行っているが、入居者用の設備(給湯設備、空調設備、照明設備等)を省エネ設備に更新する際に対象となるか。

A26 事業者ではない入居者(借主)が使用・支払いをしている設備は対象外です。

Q27 自社が所有する施設を他者に賃貸する事業者であるが、共用部分や管理人室等の設備を省エネ設備に更新する際に対象となるか。

A27 申請者(貸主(オーナー))が管理・支払いを行っている(経費を負担している)設備は対象です。

Q28 補助率や限度額は

A28 補助率は補助対象事業費の3分の2で、補助上限は50万円となります。

(※事業費 75 万円までが、補助金の対象となります。事業費が上限を超える場合はご自身の負担となります。また、対象経費の総額は10万円(税抜)以上の事業を対象とします。)

なお、千円未満は切り捨てとなります。

Q29 申請方法は

A29 商工課窓口へ直接申請をお願いします。

なお、対象事業になるかの確認等、市商工課へ申請前にご相談いただくと、その後の手続きがスムーズです。まずは、ご相談ください。

Q30 申請は抽選となるのか

A30 当該補助金は予算の範囲内で交付することから、予算額に達し次第終了となります。抽選ではなく先着順になります。

### Q31 補助金の交付のタイミングは

A31 当該補助金は事業完了後(実績報告書提出後)のお振込みとなります。事前の支払いではありませんのでご注意ください。

### Q32 交付決定後に申請内容と事業内容が変更になった場合、報告は必要か

A32 報告が必要となります。実施する事業内容の変更あるいは購入する設備等を変更したことにより補助金額に変更が生じる場合などは、事前に補助事業変更承認申請書のご提出をいただき、変更の承認を受ける必要があります。

### Q33 実績報告書の提出期限はいつまでか

A33 事業が完了した日(事業費支払いの領収書類の最終の日)から速やかに提出してください。

### Q34 交付申請、実績報告に際して必要な書類は

A34 当周知チラシ2ページ目の「手続きの流れ」を示した中の【申請時必要書類】・【完了後必要書類】をご確認ください。(以下に必要な書類についての詳細を記載しますので、ご参照ください。)

【申請時・完了後の必要書類】・様式に定めがなく、申請者にご用意いただくもの。

申請時	市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"><li>● 法人：直近の法人税の確定申告書類別表一及び法人事業概況説明書(両面)の写し</li><li>● 個人事業主：直近の確定申告書B第一表及び所得税青色申告決算書(1、2頁)の写し、営業許可証等</li><li>● 事業所の位置図・住宅地図やGoogleマップ等出力したもの</li></ul>
	法人の登記事項証明書の写し 【申請者が法人の場合】	法務局発行のもの(申請月の概ね3ヶ月以内に発行されたもの) ※申請者が組合等の場合は規約や約款等
	補助対象事業に係る導入設備の様子が判別できる書類	省エネ基準達成率(統一省エネラベルなど)を確認できるカタログ等、仕様や機能がわかるもの
	更新前の設備の写真及び設置場所が確認できる書類	店舗平面図に改修工事等を行う場所をマーカーするなど、表示してください。平面図がない場合は、手書きの図面等でも構いません。また、店舗全景写真と改修工事等予定箇所の写真平面図、見取り図など、更新前の設備の状況(場所、事業用)が確認できるもの
	補助対象経費に係る見積書の写し	見積りは、事業者から徴取してください。
	振込指定口座の通帳の写し	申請者名義の預金通帳の見開き頁：金融機関名、口座名義、口座番号が記載されている箇所
完了時	業者からの請求書の写し	明細のわかるもの
	領収書等の写し	業者からの領収書又は金融機関への振込依頼書等
	工事施工後又は設置設備や備品等の写真	更新工事箇所の施工後の写真、設備等の設置状態の写真

☆お問合せ☆ 日光市 観光経済部 商工課 商業係

〒321-1292 日光市今市本町1番地 日光市役所2階 **26番窓口**

TEL：0288-21-5136 FAX：0288-21-5121 MAIL：[shoko@city.nikko.lg.jp](mailto:shoko@city.nikko.lg.jp)